

事務所通信(号外)

平成 31 年度 税制改正大綱のポイント

平成 31 年 1 月
税理士法人 AKJパートナーズ

去る平成 30 年 12 月 14 日、「平成 31 年度税制改正大綱」が公表されました。

今回は平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げによる住宅や自動車の買い控えを見据えた、「住宅ローン減税制度の拡充」や「自動車税の引き下げ」を目玉とし、その他、個人に係るものでは「個人事業者の事業承継支援対策」など、法人に係るものでは「ベンチャー企業に対する研究開発税制の拡充」などの措置が講じられました。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

住宅ローン控除

消費税率 10%で住宅の取得等(購入・新築・増改築)をし、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住した場合、税額控除期間が 13 年に延長されます。(現行 10 年)

なお、11 年目から 13 年目の控除額は、下記のいずれか少ない金額となります。(一般住宅の場合)

- ✓住宅ローンの年末残高(4,000 万円限度。)×1%
- ✓住宅の取得等の費用(税抜金額。4,000 万円限度。)×2%÷3

自動車税

平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車の自動車税種別割については、最大年 4,500 円軽減されます。

森林環境税(仮称)

平成 36 年度より、個人に対して年間 1,000 円の森林環境税が課され、個人住民税と併せて徴収されます。

個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に承継計画を提出し、平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に相続により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合は、その特定事業用資産に対応する相続税の納税が猶予されます。(担保の提供が条件となります。)

※特定事業用資産の贈与についても、同様の納税猶予制度があります。

小規模宅地等に係る相続税の特例

平成 31 年 4 月 1 日以後、相続により取得した宅地等のうち、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等については特定事業用宅地等の範囲から除外されます。(同日前から事業の用に供されている宅地等については、この規定は適用されず、従前どおりとなります。)

ただし、当該宅地等の上にある事業用減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の 15%以上である場合は、特定事業用宅地等として扱います。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置

直系尊属から教育資金又は結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合において、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超えているときには、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等より、贈与税の非課税措置を受けることはできなくなります。

配偶者居住権に係る相続税評価

民法が改正され、平成32年4月1日より「配偶者居住権制度」が施行されます。

配偶者居住権とは … 被相続人の死亡時にその被相続人が所有していた建物に居住していた配偶者は、遺産分割又は遺言によって、「配偶者居住権」を取得することができます。「配偶者居住権」とは、その建物の全部につき、無償で居住・賃貸する権利で、所有権とは別の権利です。権利の存続期間は、配偶者が死亡するまで(遺産分割協議又は遺言で別段の定めをした場合にはその期間)です。

これに伴い、配偶者が居住していた不動産の相続税評価額は、「配偶者居住権」部分と「所有権」部分とに分けて算出されることとなりました。

研究開発税制

ベンチャー企業に対し、下記の優遇措置が講じられました。

- ✓「試験研究費の総額に係る税額控除制度」において、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%に引き上げます。(現行25%)

研究開発を行う一定のベンチャー企業とは … 設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大会社の子会社等を除く。)をいいます。

- ✓「特別試験研究費の額に係る税額控除制度」において、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る税額控除率を25%とします。

研究開発型ベンチャー企業とは … 産業競争力強化法の新事業開拓事業者で、その発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

仮想通貨の評価方法

平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税において、仮想通貨の評価方法等は、以下の通りとなります。

- ✓事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上。
- ✓仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上。
- ✓仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における、一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法又は総平均法による原価法。(法定算出方法は移動平均法による原価法。)
- ✓事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



税理士法人AKJパートナーズ	(代表パートナー) 公認会計士・税理士 公認会計士・税理士	山本 成男 吉村 史明
(住所) 〒105-6237 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー37階 (電話番号) 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481	(パートナー) 公認会計士・税理士 米国公認会計士 税理士 税理士 米国公認会計士・税理士	仁田 順哉 本田 淳介 村田 洋子 森 浩之 脇屋 忠生
(事務所URL) http://www.akj-partners.com/	(保有資格) 公認会計士	10名
(主たる業務) 連結納税、組織再編税制	米国公認会計士	3名
スtock・オプション設計・評価	税理士	17名
BPR/BPO、株式公開支援	CFP・AFP	4名
事業再生アドバイザー等	税理士科目合格・ACCA Level 2	14名
(関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所	社会保険労務士(特定社会保険労務士含)	3名
株式会社AKJパートナーズ	医業経営コンサルタント	2名
	公認不正検査士(CFE)	2名
	M&Aシニアエキスパート(金融財政事情研究会認定)	8名